

# 東紀州環境施設組合負担金条例

令和3年4月1日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、東紀州環境施設組合同規約（令和3年三重県指令地域第06-708号）第12条第2項の規定に基づき、東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）を組織する市町（以下「関係市町」という。）が支弁すべき負担金の割合を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設事業費 可燃ごみ処理施設の建設に要する経費、可燃ごみ処理施設稼働前に要する議会及び総務経費

(2) 組合運営費 組合に係る管理運営に要する経費、可燃ごみ処理施設稼働後に要する議会及び総務経費

(負担金の割合)

第3条 負担金の割合は、別表のとおりとする。

(負担金の額)

第4条 負担金の総額は、毎年度組合が予算で定める額とする。

2 管理者は、前項の規定による負担金の総額を前条の規定による負担金の割合に基づき関係市町ごとに算定し、関係市町の長に通知しなければならない。

(負担金の納入)

第5条 関係市町は、前条の規定により算定された負担金を、毎年度指定された期限までに組合に納入しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	負担金の割合	
	建設事業費	均等割 10%
	人口割 90%	
組合運営費	均等割 10%	
	実績割 90%	

備考

1 人口割については、関係市町における直近の国勢調査の人口によるものとする。

2 実績割は、関係市町の前々年度の4月1日から同年度3月31日までの

間の処理量の実績によるものとする。